

令和4年(2022年)9月1日から





「家庭系ごみ有料化」が始まります

三好市・東みよし町は、ごみの減量化・資源化の推進を図り、循環型社会の形成を目指すため、ごみ処理にかかる費用の一部を排出者である住民の皆様にご負担いただく制度を、令和4年9月1日から開始します。ご理解とご協力をお願いいたします。

ごみの収集場所に出す場合

- ・ごみ処理手数料を含む**新しい指定ごみ袋**を取扱店で購入し、そのごみ袋に入れて指定されたごみの収集日に出してください。
- ・**資源ごみ、危険ごみ**に関しては**有料化の対象外**です。『ごみの分け方・出し方ガイドブック』を参考にこれまでと同様に指定された収集日に出してください。

指定ごみ袋の変更点と有料化後の販売価格

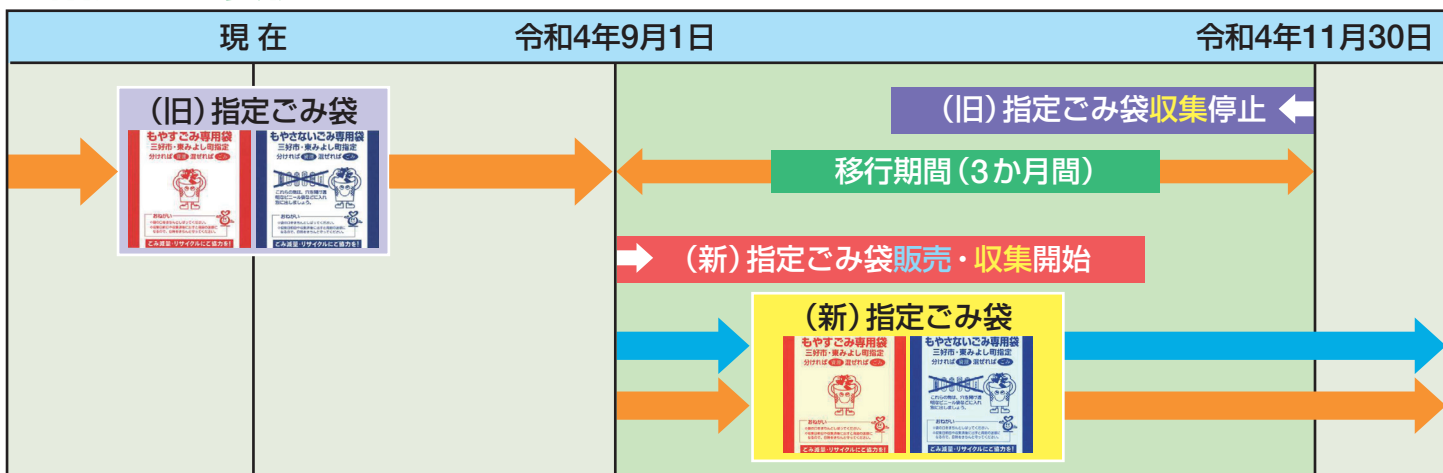
種別	現在	有料化後(令和4年9月1日～)
もやすごみ	 指定ごみ袋 大・中・小	 新 指定ごみ袋 大 10枚入 300円 中 10枚入 200円 ※別途消費税
もやさないごみ	 指定ごみ袋 大・中	 新 指定ごみ袋 大 10枚入 300円 中 10枚入 200円 ※別途消費税
資源ごみ	指定ごみ袋 以下4種 缶・その他プラスチック ペットボトル・トレイ発泡スチロール	現在の販売価格 (取扱店により異なります)

※ご注意ください。

令和4年9月1日から令和4年11月30日までの3か月間は移行期間となり、旧のごみ袋でも収集します。

令和4年12月1日以降は旧のごみ袋で出されたごみに関しては収集しませんので、使い切れる量をお買い求めいただきますようお願いいたします。

指定ごみ袋移行スケジュール



清掃センターに直接搬入する場合

- ・もやすごみ・もやさないごみ・大型複雑ごみを清掃センターへ持ち込む場合は、ごみの重さに応じて10kgあたり100円の手数料を清掃センターが発行する納付書にて納付していただきます。
- ・清掃センターへ直接搬入する際に、指定ごみ袋を使用すると手数料の二重払いになりますので指定ごみ袋は使用しないでください。
なお、指定ごみ袋を使用しても手数料の返金はありません。
- ・資源ごみを搬入する場合は、手数料はかかりません。

◎清掃センターに直接搬入するごみの手数料額

種別	現在	有料化後(令和4年9月1日～)
・もやすごみ ・もやさないごみ ・大型・複雑ごみ ・危険ごみ	・200kgまでのもの →無料 ・200kgを超えるもの →超える量が10kg増すごとに100円を加算した額	・10kgまで100円 以降10kg増すごとに100円を加算した額
・資源ごみ	無料	無料

家庭系ごみ有料化 Q & A

Q: 有料化後のごみの分別変更はありますか？

A: これまで、もやすごみとして指定ごみ袋に入れず出していた「ふとん・座布団・毛布・カーペット類」は、有料化後は、下記のとおり変更となります。

- ・指定ごみ袋に入る場合→「もやすごみ」
- ・指定ごみ袋に入らない場合→「大型・複雑ごみ」となります。

Q: 家庭ごみの有料化とは？

A: ごみの排出量に費用負担を連動させることで、ごみ減量に対する経済的な動機付けが高まり、ごみ減量と資源化の推進が期待されます。資源の分別等を行い、ごみを減らす取り組みをした人は負担が少なく、ごみを多く出す人は負担が多くなることで負担の実質的な公平化が図られます。

全国では6割以上、徳島県では7割以上の自治体がすでに有料化を実施しており、ごみの減量化・資源化の推進に大きな成果をあげています。

Q: なぜ有料化が必要なの？

A: ごみ減量により、ごみ処理の負担が軽減され安定的な処理が可能になることや、将来世代の経済的な負担の軽減とともに、環境負荷の低減や地球温暖化防止にもつながります。

Q: 手数料が免除になる場合はないの？

A: 災害ごみ・火災ごみは有料化の対象外とします。また、生活保護受給世帯は申請によりごみ袋を無料配布いたします。

お問い合わせ先 **みよし広域連合 清掃センター**

〒778-0032 徳島県三好市池田町西山登り尾1348番地67

TEL:0883-72-0006 FAX:0883-72-6832

E-mail: seisou@miyoshikouiki.jp